

# PTA等共済法だより

第55号  
2017/8/31発行  
(原則毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課 PTA等共済室  
(編集:吉谷 正)

## ■三重県PTA安全互助会「スマイルリーダー」認定講習会(安全普及啓発事業)

8月4日(金)、今年4月に共済事業を開始した一般社団法人三重県PTA安全互助会(以下、「互助会」という。)の安全普及啓発活動等として実施する「スマイルリーダー」認定講習会に参加してきました。

三重県では、「みえの親スマイルワーク」をすすめています。これは、出産前の妊婦から、小中学生を持つ保護者を対象に、子育ての意義や喜び、家庭の大切さ、子供との接し方、しつけ、習慣づくり等のテーマについて話し合いやワークショップを行い、交流する中で、子育てや家庭教育について学んでいく参加型のプログラムです。ワークショップを通じて、参加者同士が自分の子育てを振り返り、悩みを語り合うことで、思いを共感したり、家庭教育について考えたりするきっかけにすることをねらいとしています。このときのワークショップのファシリテーターとしての役割を担うのが「スマイルリーダー」です。講習会は、県教育委員会の事業とタイアップ、三重県PTA連合会との共催事業でした。

長崎県で「ファミリープログラム」としてすでに実践している本田勝一郎さんと桑原亜矢子さんを講師としてお招きし、ファシリテーターとして必要となる知識、技能等を習得できるような講義と演習をしました。さらに互助会は、講習会の実施の他に、「スマイルリーダー」認定後、各地区でワークショップを開催した場合、謝礼金や交通費等の活動の支援を行うというものになっています。

当日は、自治体職員、保護者、教員等約60名が参加されました。はじめてのことに戸惑っていた参加者も、講習を受け、その楽しい雰囲気に次第に笑顔があふれ、皆さん文字通りの「スマイルリーダー」となり、認定書の交付を受けられました。

安全普及啓発活動等の実施方法や内容も様々ありますが、県やPTAとも連携しながら、青少年の健全育成や健康の保持増進として大変意義のある好事例と感じ紹介しました。



スマイルリーダー<sup>バッチ</sup>(中央)



本田さん(上)と桑原さん(下)



ワークショップの様子

## ■共済法と関連する法律やその主な規定(第5回 所得税法/法人税法/全12回) New!

所得税法第225条において、生命保険契約及び損害保険契約に基づき保険金等を支払う保険会社等については、支払いを行った年内までに税務署長に支払調書を提出しなければならない(ただし、保険金額が100万円以下の場合はこの限りではない。)と定められています。また、相続税法第59条において、保険会社等は、生命保険契約または偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われる損害保険契約(贈与税の納税義務があるもの)の保険金を支払ったときは、受取人別の調書を作成のうえ税務署長に提出しなければならない(ただし、保険金額が100万円以下の場合はこの限りではない。)と定められています。

保険会社の場合は、上記のとおりですが、PTA等共済法に基づく共済事業者を行う者(共済団体)については、所得税法第225条及び相続税法第59条に基づく死亡共済金に係る支払調書を作成する義務の対象となっていません。

マイナンバー制度※の導入に伴い、保険会社が支払調書を税務署に提出する際には、保険金を支払った人のマイナンバー(個人番号)が必要となります。PTA等共済法に基づく共済事業者を行う者(共済団体)には支払調書の作成義務がないため、共済金を支払った者のマイナンバーを取得する必要もありません。

※マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりに付与される12桁の番号のこと。法人についても、1法人につき1つ、13桁の番号(法人番号)が付与されている。マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、H28年1月に導入されました。

相続税法(昭和二十五年三月三十一日法律第七十三号)

(調書の提出)

第五十九条 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この項において「営業所等」という。)を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの又は支給した退職手当金等(第三条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。)について、翌月十五日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した当該各号に定める調書を当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、保険金額又は退職手当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。

一 保険会社等支払った保険金(退職手当金等に該当するものを除く。)に関する受取人別の調書  
二 (略)

## ■おしらせ



- 平成29年度に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者に課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
- 都道府県教育委員会担当者の方へ 業務報告書の記載内容や決算書の確認についても隨時御相談下さい。また、立入検査に際して支援が必要な場合は、お早めに連絡いただければと思います。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。  
「悩むより電話一本共済室」一緒に解決ていきましょう。

<次号の発行予定: 9月30日>

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードはご遠慮下さい。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

## ■ 共済団体の紹介～Renewal!

### 一般財団法人鹿児島県教育安全振興会(共済事業開始：平成24年4月)

共済事業の最大の課題は、PTA会員等に実施方法や活用方法等をどのようにして周知させるかということで、これまで、「共済事業のしおり」と「会報」の全家庭への配付、県PTA研究大会での「共済事業等の相談コーナー」設置、県PTA新聞での「共済事業のQ&Aコーナー」設置及び「区域別単位PTA会長等説明会」等の広報活動を実施してきました。共済契約書申込書等の提出手続等がスムーズに行われるようになるなど、少しずつですが成果が出てきていますので内容充実を図りながら力をいれていきます。

本年度、共済事業6年目を迎え、利用者から要望のあった共済規程の内容の変更を理事会や評議員会で検討し、①共済金支払制限項目であった「治療に要した実日数2日未満の軽傷の場合」の撤廃 ②負傷共済金の入院及び通院における1日当りの共済金額を200円ずつ増額 ③平日の登下校時における負傷共済金の創設 ④診断書や診療状況書に要する費用に対する当法人の負担額の500円増額等について、県教育委員会の承認を得て実施しています。現段階で会員数の増加もみられ安堵しているところです。

おわりに、特例民法法人のときから理事長として当法人の発展に尽力された遠矢仁司理事長が退任され、川原慎一理事長が就任しました。また、7人の理事の交代もあり新体制で「子どもの安全な居場所づくり」を目指して挑戦してまいりますのでよろしくお願ひします。（事務局長 池田久幸）



川原慎一新理事長、池田久幸事務局長

### 公益社団法人富山県高等学校安全振興会(共済事業開始：平成24年4月)

本会は共済事業を開始してから6年目、公益社団法人の認定を受けてから4年目に入りました。昨年の着任以来の1年を振り返ってみたいと思います。

4月中旬、事務担当者説明会を開催し、本会加盟の県立学校、私立高校65校の担当者を対象に安全普及事業・助成事業・共済金給付事業・香料給付事業などの事業概要や共済金請求の手続きについての周知、質疑応答を行いました。この説明会は、私にとって定款・共済規程等の各規程や1年間の事業内容の理解を深めるよい機会となりました。

4月から6月にかけてPTA共済法及び公益法人三法に基づいた書類の作成・報告などが多々あり、初めてのことばかりで戸惑いましたが、税理士の協力を仰ぎ、何とか社員総会、登記を終え、報告まで完了できました。

安全普及事業、助成事業では、各校へのADE寄託や生徒の安全・健康及び健全育成に係わる校内研究などへの助成金交付を行っています。会報では、助成金交付の学校の活動を紹介しました。

共済金給付事業では、共済金申請処理・給付に滞りがないように努め、年度末には、未申請の学校に申請漏れがないか確認しました。負傷共済金の申請件数は、年々増加しており、怪我防止に向けた啓発活動が必要となっています。高校長協会、高P連事務局を兼務しており、多忙な1年でしたが、今後も文部科学省や安全互助会の研修を通じて互助組織の理解を深め、業務が円滑に進むように努めたいと思います。（事務局長 広井睦）

### PTA等共済室

- 8月1日(火)神奈川県PTA協議会安全互助会社員向け説明会(吉谷)
- 8月3日(木)～4日(金)三重県PTA安全互助会・スマイルリーダー認定講習会(吉谷)
- 8月6日(土)全国国公立幼稚園こども園PTA全国大会・滋賀大会(佐藤輔佐他)
- 8月23日(火)～24日(水)全国高等学校PTA連合会全国研究大会(静岡大会)(三島他)
- 8月25日(火)～26日(水)日本PTA全国研究大会(仙台大会)分科会全体会(吉谷他)



スマイルリーダー講習会認定書授与

### ■個人情報管理ワンポイントアドバイス

#### ○個人情報を本人の同意なく第三者に提供しないようにしましょう。

個人情報取扱事業者は、法で規定されている場合や人の生命、身体又は財産の保護のために本人の同意を得ることが困難である場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされています。

なお、委託先への提供、一定事項等の通知等を行って共同利用することに伴う提供の場合は、第三者にあたらないとされていますが、個人データの一部又は全部を委託する場合は、委託先の適切な監督が必要になります。また、第三者へ個人データを提供した場合には、受領者の氏名等を記録し、一定の期間保存しなければなりません。

■ 編集後記 「広瀬川流れる岸辺思い出は帰らず…」さとう宗幸の青葉城恋歌の冒頭です。先日、新幹線で仙台駅に着くとこの音楽で迎えてくれ、ついで田舎の山や川のことを考えていました。この歌、懐かしい反面、年代も分かってしまい恥ずかしさもある訳ではありますが、いまだに心地よいメロディだと思います。歌詞も「早瀬踊る光に」「瀬音ゆかしき」…と非常に情緒的で、周りに田畠や川のある所に住んだことのある人なら、目を閉じると情景が浮かび、川の流れる音さえ聞こえてくるように感じます。故郷の山、川、海には、ときに精神的な支えになったり、シンボルのようにとらえることもあり、誰もがさまざまに思い・思い出もあるように思います。子供たちはそろそろ夏休みが終わったか、終わる頃でしょうか。海に山に祭りにと楽しい時期ですね。ようやく大きな夏のイベントのいくつかが終わりほっとしているところですが、振り返ってみれば、ここ数年、7～8月は夏休みが取れていません。祭りの時期に帰省したいなと思っていたが、実現できぬまま今に至っています。子供のときはどこからか笛や太鼓の音を聞くとそわそわしたものです。今年は水の事故が多くたないように記憶していますが、大丈夫でしたでしょうか。保険や共済の制度はありますが、何事もないことが一番です。（PTA等共済室：手はしごれてますがマイクの1本は持てる吉谷）